

第 445 回佐賀地方最低賃金審議会

- 1 日時 令和 6 年 8 月 20 日（火） 14：00～14：21
- 2 場所 佐賀第 2 合同庁舎 5 階 共用大会議室 1
- 3 出席者
公益代表：甲斐委員（会長）、安永委員（会長代理）、安德委員、早川委員、松本委員
労働者代表：岩井委員、東島委員、松尾委員、諸富委員、山口委員
使用者代表：西岡委員、八谷委員、浜村委員、平野委員、福母委員
事務局：城労働局長、恒吉労働基準部長、北村賃金室長、岩竹室長補佐、伊東賃金調査員
- 4 議題
 - （1）佐賀県最低賃金の改正について
 - （2）佐賀県最低賃金の改正決定に関する答申について
 - （3）その他

岩竹室長補佐

定刻となりましたので、審議に入ります前に事務局から報告いたします。本日は15名の委員が御出席であり、本審議会は最低賃金審議会令第5条第2項に規定されている定足数の10名に達していることを御報告いたします。

それでは、甲斐会長、議事の進行をお願いいたします。

○甲斐会長

はい、皆さん、こんにちは。お暑いところお集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今から第445回佐賀地方最低賃金審議会を開催いたします。

それでは、議事次第の(1)佐賀県最低賃金の改正についてでございます。本年度の改正審議につきましては、専門部会において5回にわたり会議を開催し、委員の皆様には誠に熱心な議論を重ねていただきました。お手元に配付しております専門部会報告書が取りまとめられておりますのでそれを御覧ください。つきましては、審議の概要及び専門部会の報告書について、安永会長代理から説明をお願いいたします。

○安永会長代理

はい、安永です。お手元の報告書を御覧ください。こちらの内容に基づきましてご報告申し上げます。まず、中身を読み上げます前に、専門部会は先ほど甲斐会長が仰いましたとおり5回開催をいたしました。その上で、こちらの報告書をまとめておりますので、これよりその内容を報告いたします。では、お手元の報告書を御覧ください。

令和6年8月20日付けの報告書となります。宛名等については記載のとおりなので読み上げは省略いたします。佐賀県最低賃金の改正決定に関する報告書と題する書面となります。以下、本文読み上げます。

当専門部会は、令和6年7月11日、佐賀地方最低賃金審議会において付託された佐賀県最低賃金の改正決定について慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。また、別紙2のとおり、平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月14日発効の佐賀県最低賃金である時間額900円、こちらは令和4年度の佐賀県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙3のとおりである。なお、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備等を図るため、下記のとおり政府等に対して要望する。以下、要望のところを読み上げます。

1 価格転嫁がしやすい環境整備の推進、原材料価格の高騰や人件費の負担増に対して価格転嫁しやすい環境整備対策の一層の推進を図り、賃上げの原資確保に向けた取組を強力に実施すること。2 最低賃金額以上の支払が厳しい企業に対する支援強化、業務改善助成金等の国及び県の助成金制度についてはその活用について広く周知に取り組むとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が更に活用しやすい制度となるよう改善に取り組むこと、また、生産性向上に実効のある更なる支援強化を実施すること、以上となります。

続いて、別紙1を御覧ください。佐賀県最低賃金、1適用する地域、佐賀県の区域、

2 適用する使用者、前号の地域内で事業を営む使用者、3 適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者、4 前号の労働者に係る最低賃金額、1 時間 956 円、5 この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当、6 効力発生日、法定どおり令和 6 年 10 月 17 日となります。

続いて、別紙 2 も御覧ください。一部割愛しながら読み上げます。佐賀県最低賃金と生活保護との比較について、1 最低賃金、件名は佐賀県最低賃金となります。最低賃金額は時間額 900 円、発効日は令和 5 年 10 月 14 日です。2 生活保護費については、比較対象者 12 歳から 19 歳・単身世帯者、対象年度は令和 5 年度、生活保護費は令和 4 年度、所定の計算をして、90,699 円となります。3 生活保護にかかる施策との整合性について、令和 5 年 10 月 14 日発効の佐賀県最低賃金の 1 か月換算額と先ほど述べました上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると佐賀県最低賃金が下回っていると認められませんでした。なお、佐賀県の令和 5 年度の佐賀県最低賃金 1 か月換算額については注記のとおりですが、計算の結果 126,231 円となっております。

別紙 3 には専門部会の委員名簿が書かれておりますが、御覧のとおりとなります。報告は以上です。

○甲斐会長

はい、ありがとうございました。

それでは、ただ今の説明につきまして御意見・御質問等ありましたらお願いいたします。専門部会の委員以外の方におきましても何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見・質問なし)

○甲斐会長

それでは、佐賀県最低賃金の改正については採決を行いたいと思います。

佐賀県最低賃金については、専門部会報告のとおり、引上げ額を 56 円とし、1 時間 956 円とする。効力発生日については法定どおりの 10 月 17 日とすることについて採決します。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成：労働者側委員 5 名、公益委員 4 名)

はい、ありがとうございます。

反対の方は、挙手をお願いいたします。

(反対：使用者側委員 5 名)

はい、ありがとうございます。

採決の結果、賛成 9 名、反対 5 名です。

したがって、佐賀県最低賃金につきましては、出席者の過半数の賛成で報告書の内容のとおりと決することといたします。ありがとうございました。

それでは、議事次第の(2)佐賀県最低賃金の改正決定に関する答申についてですが、事務局から答申文の紹介をお願いいたします。

お手元に届きましたでしょうか。それでは、事務局から朗読お願いいたします。

○北村賃金室長

はい、朗読をさせていただきます。

令和6年8月20日、佐賀労働局長城寿克殿、佐賀地方最低賃金審議会会長甲斐今日子、佐賀県最低賃金の改正決定について（答申）。当審議会は、令和6年7月11日付け佐労発基 0711 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。なお、今年度の改定額は、県内企業を取り巻く経営環境を踏まえれば、特に中小企業・小規模事業場の賃金支払能力の点でも厳しいものであると当審議会としても認識をるところである。一方で消費者物価の高騰により佐賀県最低賃金額に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者がいることが考えられ、セーフティーネットとしての最低賃金の意義を意識して審議してきたところである。令和6年7月25日の中央最低賃金審議会の「令和6年度地域別最低賃金額の目安について（答申）」においては、中小企業・小規模事業者が継続して賃上げしやすい環境整備、業務改善助成金の拡充による生産性向上の支援に加え、キャリアアップ助成金、働き方改革推進支援金、人材確保等支援助成金等の賃上げ加算等の充実、価格転嫁対策における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用が示されたところであるが、これらは特に佐賀県をはじめとする地方においてこそ必要なものである。については、当審議会として、下記のとおり政府等に要望する。なお、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和5年10月14日発効の佐賀県最低賃金（時間額900円）は令和4年度の佐賀県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。記1価格転嫁がしやすい環境整備の推進、原材料価格の高騰や人件費の負担増に対して価格転嫁しやすい環境整備対策の一層の推進を図り、賃上げの原資確保に向けた取組を強力に実施すること。2最低賃金額以上の支払が厳しい企業に対する支援強化、業務改善助成金等の国及び県の助成金制度についてはその活用について広く周知に取り組みとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がさらに活用しやすい制度となるよう改善に取り組むこと。また、生産性向上に実効のあるさらなる支援の強化を実施すること。以上。

別紙1は、1適用する地域は佐賀県の区域、2適用する使用者は前号の地域内で事業を営む使用者、3適用する労働者は、前号の使用者に使用される労働者、4前号の労働者に係る最低賃金額は1時間956円、5この最低賃金において算入しないものは、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。6効力発生日は法定どおり令和6年10月17日となります。

別紙2は、佐賀県最低賃金と生活保護の比較となります。令和5年10月14日発効の時間額900円と生活保護費、比較対象者は12歳から19歳の単身世帯者、対象年度は令和5年度、生活保護費は令和4年度で記載されている計算方法で計算をしますと90,699円となります。生活保護にかかる施策と整合性については令和5年10月14日発効の佐賀県最低賃金の1か月換算額と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、佐賀県最低賃金が下回ることは認められなかった。1か月換算額は900円掛ける173.8、

これは1か月の平均法定労働時間数になりまして、それに可処分所得の総所得に対する比率0.807を掛けて126,231円となります。以上でございます。

○甲斐会長

ありがとうございます。答申文を朗読していただきました。なお今年度の答申文につきましては、部会で協議をした結果、協議の内容を少し書かせていただいているのと、それから政府等への要望を付記しております。その点も踏まえまして、皆様ご

了解いただけますでしょうか、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○甲斐会長

ありがとうございます。御異議がないようですので、これで佐賀労働局長へ答申いたしたいと思います。

(答申文を局長に手交)

○城労働局長

ありがとうございます。

ただ今、佐賀県最低賃金の改定につきまして答申をいただきました。委員の皆様方におかれましては、非常にお忙しい中、長時間かつ5回にわたって御審議をいただきまして本当にありがとうございました。審議に当たっては、昨今の物価高騰であったり、県内の経済雇用の実態等を見極めつつ、御議論いただいたことについて、改めて御礼を申し上げます。

佐賀労働局といたしましては、改定されました最低賃金の発効に向けて、改定後の金額の周知や中小企業事業者の皆様方に対しまして、御支援を申し上げるために、金額とともに、支援に係る制度を周知するなど、丁寧に対応してまいりたいと考えております。また、加えて、ただ今の答申にも書いてございますように、御要望の内容についても真摯に的確に対応してまいりたいと思います。

委員の皆様におかれましてはそれぞれのお立場での最低賃金の金額の周知等、引き続きの御支援、御協力を承りますようよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○甲斐会長

それでは、次に議事次第(3)その他についてですけれども、事務局からございませんでしょうか。

○北村賃金室長

はい。本日の答申に対しまして、異議のある者の申出を受け付けるため、本日付けで9月4日まで本庁舎掲示板に公示いたします。最低賃金法等に基づきまして、9月4日(水)までが公示期間となります。例年異議申し出がなされておりました、今回

も提出が見込まれておりますので、9月5日(木)午前10時から審議会を予定させていただきます。事務局からは以上でございます。

○甲斐会長

ありがとうございます。

それでは、その他、委員の皆様から何か御発言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(意見・質問なし)

○甲斐会長

それでは、本日の審議会はこれで終了いたします。

本日の議事録の署名につきましては、労働者側松尾委員、使用者側平野委員にお願いいたします。

どうもありがとうございました。部会の皆様も特にありがとうございました。お疲れ様でした。

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
